

NASCA

自治会総合情報誌



1. 今後の自治会活動は!?

2. 大学からの要望書回答を掲載!!

3. 総会の質問・意見への回答を掲載!!



目次

- P2. 役員紹介
- P3. 要望書に関する活動
- P4. 情報宣伝・情報収集
- P5. 大学運営に関する活動
- P6. 立て看板管理局
- P7. 大型 PA 再購入実行委員会
ステージ管理委員会
- P8. 学生団体連絡会議
- P9. 決算・予算
- P.13 要望書回答
- P.15 感想文回答

2015年度前期自治委員会総会報告

学生自治会は6月18日(木)に、2015年度前期自治委員会総会(以下、総会)を開催しました。総会では学生自治会の活動が本当に学生のためになっているかを学生のみなさんに判断していただきました。この冊子では、これからの学生自治会の活動方針や予算など、総会で学生のみなさんに承認された内容について掲載しています。また、総会で寄せられた感想文への回答も載せています。ぜひみなさんの学生生活にお役立てください。

役員紹介



◎中央執行委員会

今年度の総会で承認された決議に基づいて、学生自治会の短期的な活動を決定する機関です。今年度の役員は委員長1名、副委員長2名、書記長1名、執行委員3名で構成され、総会にて行われた選挙で選出されました。

委員長	加納颯人	(工学域電気電子系学類2回生)
副委員長	入江勇斗	(工学域電気電子系学類2回生)
	藤田純輝	(生命環境科学域自然科学類2回生)
書記長	前村哲人	(工学域電気電子系学類2回生)
執行委員	石原良晃	(工学域電気電子系学類2回生)
	田中悠希	(現代システム科学域マネジメント学類1回生)
	樋口紀子	(現代システム科学域学域単位入学者1回生)

◎会計監査委員

会計監査委員は、今年度の学生自治会の会計について不正や誤りがないか、また使途が明瞭であるかを監査します。総会にて3名が選出されました。

石原良晃	(工学域電気電子系学類2回生)
大林由弥	(工学域電気電子系学類2回生)
磯田健斗	(工学域電気電子系学類2回生)



要望書についての活動



よりよい学生生活を実現するためには、学生の抱えている要望を実現することが必要であると学生自治会は考えます。しかし、学生が個人で大学に対して要望の実現を働きかける形では、要望の切実さや重要さが伝わりにくいなどの理由から、要望の実現が困難な場合があります。そこで、学生自治会が学生の総意として要望の実現を働きかけることにより、要望の切実さや重要さを伝えることで、学生の要望を実現できると考えます。そのために学生自治会は、要望書に関する活動を行っています。



1. 要望書公開回答を実施します

要望書公開回答に関して大学の協力が得られることとなりました。そこで大学と日程を調整し、要望書公開回答を実施します。また要望書公開回答の日程が決まり次第、ウェブサイトや『Twitter』などの情報宣伝手段を活用して周知します。

2. 要望アンケートを実施します

要望書に関する活動を通して学生の要望の実現を働きかけるためには、学生自治会が学生の大学に対する要望・意見を把握する必要があります。そこで学生自治会は、中百舌鳥キャンパスおよびりんくうキャンパスの学生を対象に要望アンケートを実施して学生の要望・意見を収集します。

3. 要望書案を作成します

要望アンケートに寄せられた要望・意見をもとに、要望書案を作成します。また寄せられた要望に関して調査を行い、要望内容の裏付けとなるような調査結果や要望内容の補足を記載した要望書資料を要望書案と併せて作成します。作成した要望書案は、その要望内容が本当に学生の実情に即しているか、また学生の総意として大学に提出するものとしてふさわしいかを学生に判断してもらうため、2015年度後期自治委員会総会にて提議し、採決を取ります。



情報収集・情報宣伝



■学生自治会は、学生の実情にそった活動を行うため、学生の意見・要望を活動に取り入れていくことが必要と考え、要望・意見の収集を行います。

■学生自治会は、学生の皆さんが要望・意見を言いやすい環境を作るため、大学や学生自治会に関する情報の宣伝を行います。



情報収集



● 意見箱 (中百舌鳥キャンパス：B12棟1階のコピー機の横・C5棟入り口 / りんくうキャンパス：2階の第2講義室前)、ウェブサイトの掲示板、アンケート、Eメール(ziren@cd6.so-net.ne.jp)等を用いて、学生の要望・意見を収集します。

● 寄せられた要望・意見は、学生自治会の活動の参考にし、必要に応じて大学等の関係各所に伝えます。



情報宣伝



● 自治会総合情報誌『NASCA』、ウェブサイト、『Twitter』、立て看板、ビラ等で、大学や学生自治会に関する情報の宣伝を行います。

● 意見箱に寄せられた要望・意見への回答は、意見箱周辺に掲示し、『NASCA』やウェブサイトにも掲載します。

● 情報収集活動において、学生にとって有益な情報が得られた場合、それらの情報を学生に活用してもらえよう発信します。



大学運営に関する活動

第2期中期計画や年度計画をはじめとした運営計画やキャンパスプランなどの大学運営においては、学生に大きく関わる内容が多く存在します。また2012年度に導入された学域制をはじめ、大阪府立大学(以下、府大)ではさまざまな大学改革が行われています。

学生自治会は、大学運営や大学改革が進められていく中で、学生の実情が大学に伝わらなければ、学生に不都合が生じる可能性があると考えます。そのため学生自治会は、大学運営や大学改革についての情報を収集する、適宜学生の実情を大学に伝える、学生に不都合が生じている場合には改善を働きかけるなどの活動を行っています。



1.学域制に関して、学生に不都合が生じないか確認します
学域制の完成年度を迎えるにあたり、カリキュラムが変更されて学生に影響が生じる可能性があると考えます。そこで学生自治会は、学域制に注視し、新たに問題が確認された場合には、調査を行い、大学に情報公開や改善を求めるなどの活動を行います。

2.府市大統合に関する活動を行います

府市大統合が学生に与える影響に関して府大は、新大学がスタートするまでに入学した学生のカリキュラムに対する影響はないとしています。しかし、課外活動や開講キャンパスなど、カリキュラム以外において、学生に不都合が生じる可能性があると考えます。そこで学生自治会は、府市大統合の動向に注視する、必要に応じて関係各所との話し合いを行うなどの活動を行います。



3.運営計画に関する活動を行います

第2期中期計画や平成27年度計画などの運営計画には、学生生活に影響がある事項が含まれています。そのため学生自治会は、運営計画に注視して学生に不都合が生じていないかを確認し、不都合が確認された場合は、大学に改善を求めるなどの活動を行います。



立て看板管理局

立て看板は情報宣伝の手段として多くの団体に使用されています。しかし、正しく使用されなければ大きな事故につながる危険性があります。立て看板管理局は、立て看板による事故の防止に努め、立て看板やステージバックの安全な管理を行います。

1. 立て看板・ステージバックの管理を行います

立て看板管理局は、立て看板やステージバックによる事故を防ぐために、悪天候時に立て看板を倒す、立て看板の点検・修理を行うなど、立て看板やステージバックの管理を行います。なお、立て看板の使用方法に問題のある団体には適宜使用方法の指導や警告などを行います。

2. 立て看板管理団体を対象とした講習会を行います

立て看板を安全に管理するために、立て看板管理局は立て看板の管理担当団体および使用団体に対して、立て看板の使用方法に関する講習会を行います。講習会の実施時期については講習会に参加する団体と調整を行います。

3. 第67回白鷺祭本祭典中には、管理体制を強化します

立て看板管理局は、立て看板やステージバック付近の見回り頻度を増やすなど、第67回白鷺祭本祭典期間中の立て看板の管理体制の強化を検討します。また第67回白鷺祭本祭典において、立て看板の近くで企画が催される場合には、立て看板管理局で事故防止策を検討します。





大型PA再購入実行委員会



大型PA再購入実行委員会は、大型音響機器(以下、大型PA)の再購入を円滑に行い、クラブやサークルなどの課外活動を充実させ、大学を文化的に発展させることを目的に活動している団体です。学生自治会は、大型PA再購入実行委員会の構成団体として、大型PA再購入実行委員会の活動を行っています。

～定例会の開催～

学生自治会は大型PA再購入実行委員会の構成団体として、月に一度定例会を開き、第4期再購入が円滑に行われるように構成団体間で情報共有や調整を行います。

また、大型PA再購入実行委員会の規約に一部誤字や表現の重複などが認められたため、7月の大型PA再購入実行委員会総会にて規約の改正を審議します。



ステージ管理委員会



ステージ管理委員会は大学内のステージを所有し、ステージの管理・運用・再購入を通じて団体間の連携を深め、大学内の文化的発展を図ることを目的に活動している団体です。ステージ管理委員会は、日頃のステージの管理・運用を行うために、ステージ管理局を設置しています。学生自治会は、ステージ管理委員会の構成団体として、ステージ管理委員会の活動を行っています。

～定例会の開催～

学生自治会はステージ管理委員会の構成団体として、ステージの安全な管理・運用を行っていくため、月に一度定例会を開き、ステージの現状確認や管理・運用・再購入に関する話し合いを行います。

～ステージ管理～

ステージを安全に運用するために、ステージ管理局が中心となり、ステージの監視・保護およびステージの利用団体に対して注意喚起を行うなどの管理業務を行います。



学生団体連絡会議

学生自治会は、学生団体間での情報交換を行うとともに、各団体の活動が円滑に進められるように、月に一度学生団体連絡会議(以下、学団連)を開き、学生団体間での調整を行っていきます。

① 学団連を開き、情報交換・調整を行います。

学生自治会は、月に一度学団連を開き、学生団体間での情報交換を行うとともに、各団体の活動が円滑に進められるように、学生団体間での調整を行います。また、単独の学生団体だけでは解決が困難な問題が発生した場合、各団体が協力し問題の解決に努めます。

② 学生センターとの話し合いを行います。

学団連の構成団体として、大学の情報や実状を把握し、大学に学生の実情を把握してもらえるように月に一度学生センターとの話し合いを行います。また、学生センターとの話し合いで学生にとって有益な情報が得られた場合、『NASCA』や学生自治会のウェブサイトなどの情報宣伝手段を活用して学生に発信します。

学生自治会は、以上の活動方針をもとにこれから半年間の活動を行っていきます。これからも学生自治会をよろしくおねがいします。



\\ 2014年度決算・2015年度予算 //

2015年度前期自治委員会総会にて、決算報告、予算案提議、会計監査報告、決算・予算案に関する質疑応答を行いました。

決算報告・予算案提議・会計監査って？ |

検索

決算報告とは…

学生自治会が2014年度前期自治委員会総会からの1年間で自治会費をどのように使ったかを報告することです。

予算案提議とは…

これからの1年間でどのように自治会費を使っていくかを記した予算案を提議することです。予算案は総会に参加した学生のみなさんによって承認されました。

会計監査報告とは…

会計監査委員が学生自治会の会計に不正がなかったかを報告することです。昨年度選出された会計監査委員により学生自治会の会計が監査、そして承認されました。



決算之章



学生自治会の2014年度決算について、会計項目とその説明を掲載しています。不正確な情報が流布されるのを防ぐため、具体的な金額については『NASCA』では記していません。

～収入の部～

自治会費	みなさんからお預かりした学生自治会の加盟費です。
利息収入	自治会費を銀行に預金していることで発生する利息です。

次期コピー機 印刷機購入費	例年、学生自治会はコピー機・印刷機などの購入費を支出項目の「次期コピー機・印刷機購入費積立金」として積み立てています。その中からコピー機を購入するのに必要な金額を収入に計上しています。
印刷収入	学生自治会のコピー機や印刷機の使用料です。コピー・印刷で消費されるインク・マスター・トナー・用紙の補充などにあてています。
繰越金	2013年度からの繰越金です。

～支出の部～



【自治会費】

自治会費返還	途中退学による自治会費の返還金です。
--------	--------------------

【執行費】

行事主催費	学生自治会が主催する行事などに掛かる費用です。
-------	-------------------------

【援助金】

<p>学生自治会は、「活動が学生生活を豊かにするものであり、適切な会計処理が行われている」と判断した、援助が必要な学生団体に援助を行っています。昨年度は、白鷺祭実行委員会・友好祭実行委員会・白鷺音響企画共同体S. T. A. F. -1・文化部連合・全学新歓実行委員会に対して援助を行いました。</p>

【書記局費】

事務経費	学生自治会の活動で使用する事務用品の購入費です。
次期コピー機 印刷機購入費	学生自治会が所有する、コピー機や印刷機を買い替えるための購入費です。
OA機器諸経費	学生自治会が所有する、プリンターのインクやパソコンのセキュリティソフトに掛かる費用です。
印刷用紙	学生自治会が発行する冊子などの印刷に必要な用紙の購入費です。
コピー・印刷機 等維持費	学生自治会室にあるコピー機・印刷機のインクやマスターに掛かる費用です。



通信費	電話料金や、学生自治会が情報収集を行うためのインターネット接続料金です。
交通費	りんくうキャンパスでの活動や、その他入学式のクラブ紹介など、自治会活動に必要な移動に掛かる費用です。

【部局活動費】

立て看板管理局費	立て看板の修理費と、関連物品に掛かる費用です。
----------	-------------------------

【積立金】

大型PA再購入実行委員会積立金	大型PA再購入実行委員会が大型PA(大型音響機器)を再購入するための積立金です。学生自治会は、積立金の一部を負担しています。
ステージ管理委員会積立金	ステージ管理委員会がステージを再購入するための積立金で、ステージを管理するための費用も含まれています。学生自治会は、積立金の一部を負担しています。
次期コピー機印刷機購入費積立金	学生自治会室にあるコピー機・印刷機を再購入するために、学生自治会で積み立てている費用です。
OA機器購入費積立金	学生自治会室にあるパソコン・プリンターなどを再購入するために、学生自治会で積み立てている費用です。



学生自治会の2015年度予算について、会計項目とその説明を掲載しています。予算も決算と同様の理由で、具体的な金額は記していません。

～収入の部～

自治会費、利息収入、印刷収入、OA機器購入費、繰越金です。決算の項目と変更点のないものは省略します。

OA機器購入費	学生自治会が所有するコンピュータなどのOA機器の購入費です。支出の部のOA機器購入費積立金から出しています。
---------	--

～支出の部～



【執行費】

決算の項目と同様のため、省略します。

【援助金】

今年度は白鷺祭実行委員会・友好祭実行委員会・白鷺音響企画共同体S. T. A. F. -1・文化部連合・全学新歓実行委員会・笹の葉祭実行委員会に援助を行う予定です。

【書記局費】

事務経費、OA機器購入費、OA機器諸経費、コピー・印刷機等維持費、通信費、交通費です。決算の項目と変更点のないものは省略します。

事務経費	学生自治会の活動で使用する事務用品の購入費です。印刷用紙の購入費もこちらに含まれます。
OA機器購入費	学生自治会が所有するコンピュータなどのOA機器を新しく買い替えるための費用です。

【部局活動費】

決算の項目と同様のため、省略します。

【積立金】

決算の項目と同様のため、省略します。



予算・決算について、ご不明な点、疑問点がありましたら、学生自治会室へお越しく下さい。担当の者が資料をお見せしながら説明します。

要望書回答

要望書とは、大学に対する学生の要望を実現するために、学生自治会が実施している要望アンケートをもとに作成し大学に提出しているものです。昨年度も要望書を作成し、2月に大学に提出しました。そして、大学からこの要望書への回答の一部を6月5日に受け取りました。ここでは、大学からの回答を掲載します。



1. 学費に関する要望

(1) 学費を増額しないこと

学費とは「学校や塾での学習など、教育を受けるためにかかる費用のこと」であり、学生自治会では入学金と授業料が学費に当たると考えます。また、教育設備負担金が導入された場合、教育設備負担金も学費に含まれると考えます。授業料や入学金が増額されなかった場合でも、教育設備負担金が導入されると実質的に学費の増額となり、学生の負担が増えます。(中略)本学の第2期中期計画には教育設備負担金の導入を示唆する文が入っており、今後、実験設備や講義室などの状況によっては教育設備負担金の導入がされることが懸念されます。

大学の回答

平成27年度の授業料等、学生納付金の改定は行いません。



Ⅲ.りんくうキャンパスに関する要望

(5) キャンパス外での実習にかかる交通費の補助を行うこと

(りんくうキャンパスにおける現在の交通費の補助制度について)中百舌鳥キャンパスで開講される授業の場合は交通費の補助があるのに対してキャンパス外で行われる実習の場合は交通費がありません。獣医学類には必修科目としてキャンパス外での実習があるため、その交通費は獣医学類の学生の負担となっています。

大学の回答

学外実習(牧場実習)にかかる交通費の取扱いについて獣医学類で検討した結果、りんくうキャンパスを起点としてバス等を往復チャーターし、当該実習の対象者全員(3回生全員)が利用する場合に、バス等のチャーター経費を実習充実費により負担することとしています。

なお、I.学費に関する要望(2)授業料減免制度の成績基準を撤廃することと、II.講義・履修に関する要望についての回答はまだ得られていません。大学からの回答が得られ次第、今後のNASCAにて掲載します。また、要望書の回答は学生自治会のウェブサイト(裏表紙記載のURLまたはQRコードをご覧ください)にも掲載します。



～自治委員会総会感想文回答～

先日の2015年度前期自治委員会総会では、参加者のみなさんから感想文を通して多くの質問・意見が寄せられました。紙面の都合上、寄せられた質問・意見の一部に対して、学生自治会からの回答を掲載します。



～決議案に対する質問および自治会からの回答～

Q1.

情報宣伝に関して『NASCA』受け取れなかったです。授業前に配布しているようですが、他の機会に配付することはできないでしょうか？

A1.

自治会総合情報誌『NASCA』について、学生自治会は学類や課程の必修科目や専門科目の授業の開始前に配付を行っています。必修の授業がないもしくは演習や実験など配付が困難である科目のみが必修である場合には専門科目での配付を行っています。また、配付時に欠席されているなどして『NASCA』を受け取れなかった場合でも、『NASCA』を閲覧できるように学生自治会のウェブサイトに掲載しています。

Q2.

立て看・ステージバックに関する回答で”立て看・ステージバックの付近に人が来ることを防止する”ということでしたが実際風が吹いても倒れます。友祭では友好祭実行委員会の者が監視(椅子に座り、来場者を見張る)して対応したが、自治会の見回る頻度を増やしたところであまり意味がないと思われます。子供は、すぐにステージバックや立て看板の付近にきてしまうので、見回るといふ対応では遅いと思います。

A2.

立て看板の見回りを行うほか、風が強くと、立て看板が倒れる可能性が高いときには立て看板を倒すなどの対策をとっています。また、管理体制の強化方法は立て看板の管理担当団体である友好祭実行委員会や白鷺祭実行委員会と協議しています。

Q3.

ステージの調整会議についてですが、3月17日だけでなく4月にも実施されたと思うんですけど、それは含めないのですか

A3.

ステージの利用調整会議は4月14日にも実施しましたが、内容は3月17日と同様であるため、省略しました。4月14日に実施されたものも、調整会議に含まれています。

Q4.

【学生団体連絡会議】の「4. 新歓時期に～」の項目について、オリエンテーションにおける勧誘の対策についてしかなされていない気がする。オリエンテーションの際に、クラブ・学生団体とサークルの差があるのはよいのだが、あきらかに入学手続き当日の出入口が混雑しているように見えた。

又、日々の学生生活における新歓にはどんな規制をしているのだろうか？会場にビラが落ちまくっているサークル等の団体をよく見る。本来、不必要なビラを受けとる新入生は中々いないわけで、このような状況が起こるのはおかしい。私が学校内を歩いて勧誘の様子を見た感じ新入生の負担となっている過度な勧誘が現在でも行われていると思います。学生団体に所属している身分としてはなはだ遺憾です。しっかりと対応していただけたら嬉しいです。

A4.

入学手続き日について、出入口の混雑を可能な限り避けられるよう善処しましたが、あまりに規制を厳しくしてしまうと、勧誘する学生にとっては勧誘の機会が失われることになると学生自治会では考え、平成27年度入学生の入学手続きの際には出入口での勧誘は各団体3人までとしました。ご指摘を踏まえ、次年度以降はさらに対策を講じたいと考えます。

また、勧誘活動は、勧誘する学生にとってよい機会となるのみではなく、新入生にとっても充実した学生生活を送ることができる場を見つける機会になると学生自治会は考えています。日々の勧誘について規制を行うと、その機会が制限されうると考え、日々の規制は行いませんでした。しかし「ビラが落ちまくっている」「勧誘の様子を見た感じ新入生の負担となっている過度な勧誘が現在でも行われている」とのご指摘について、次年度以降の勧誘の状況を確認して必要であれば対策を行うことを検討します。

～決算・予算案に対する質問および自治会からの回答～

Q1.

決算報告にあった繰り越し金があんなにあるなら自治会費を安くするか各団体の援助金を増やしたらいいのでは？

A1.

学生自治会では活動を拡大・充実させることにより、繰越金を漸減させています。また、現在のところ自治会費の減額は考えておりません。

Q2.

去年も途中退学で自治会費の返却があったような気がします。毎年のことならなんらかの諸経費として支出の部に予算くんだりはないのでしょうか。

A2.

2013年度は途中退学による自治会費の返還はありませんでした。また、学生自治会は途中退学による自治会費の返却に関して予算を設けていません。

Q3.

白さぎ祭実行委員会の援助金の予算案が昨年に対し10万円増えているのに対して、友好祭実行委員会の援助金の予算案が昨年と同じなのはなぜですか？

A3.

学生団体への援助金は援助を希望する団体から書面で金額を提示してもらい、その金額に対して学生自治会が同意するという形で決定しています。最終的な同意はこちらで判断しますが、提示した金額によっては学生団体への援助金があがることもあります。

また、2015年度の友好祭実行委員会援助金が2014年度の援助金と同額なのは、友好祭実行委員会から提示してもらった金額が2014年度と同額であったからです。

Q4.

行事主催費もっとくわしく説明しろ

A4.

行事主催費は学生自治会が主催する行事に執行される費用のことです。2014年度は平成27年度入学生を対象にクラスオリエンテーションを実施したため、行事主催費が執行されました。

Q5.

交通費とは何か。どこへの移動に使用しているのか。

A5.

交通費とは、学生自治会役員が学外で活動する際に執行されるものです。2014年度はりんくうキャンパスでの活動、入学式・クラブ紹介の運営の際に交通費が執行されました。

Q6.

通信費は大学のWi-FiおよびLANではいけないのか

A6.

大阪府立大学が設置している学内無線LANは、「学術的な活動」を行うことを目的に整備されているため、「課外活動」を行う学生自治会は、学内無線LANを利用していません。

Q7.

印刷機等購入積立金が多すぎる気がします。これなら3年もあれば新しいものが買えると思います。

A7.

印刷機等購入積立金は、学生自治会室にあるコピー機や印刷機、パソコン、プリンターの再購入に関する積立金ですので、2014年度に買い換えを行ったコピー機のほかに、印刷機やパソコン、プリンターの再購入に向けた積み立ても行っています。

Q8.

途中で会計資料が回収されるのはどういう理由があるのでしょうか。また、それによって、総会に来ている人のみが一時的に予算・決算を見れるのは会計の透明性として問題があるのではないのでしょうか。

A8.

会計資料が流失し、不正確な情報が流布されることを防ぐために会計資料を回収しています。また、自治会室にお越しいただければ担当者から会計資料をお見せします。

～その他、総会全体を通しての質問・意見および自治会からの回答～

Q1.

諸々の活動の結果がどうだったのかはNASCAとかに書くんですか？

A1.

活動報告は『NASCA vol.46～自治総情宣号～』に掲載しました。また、過去に発行した『NASCA』は学生自治会のウェブサイトから閲覧することができます。

Q2.

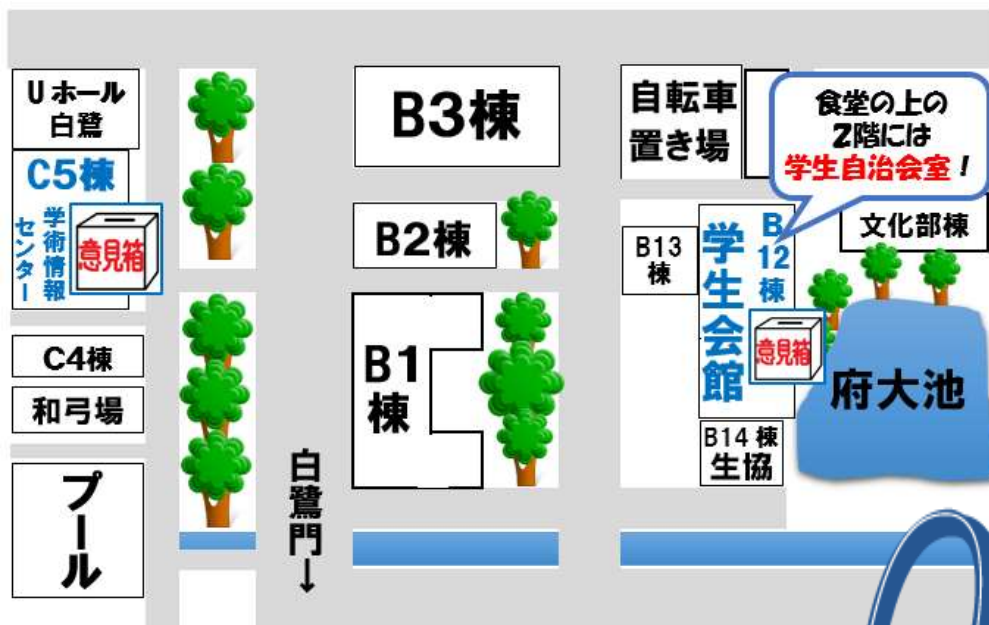
評議員が休憩後参加する意味はあるのでしょうか。無いなら自由参加で良いのではないのでしょうか

A2.

人数把握の関係上、総会中は原則として退出できません。ご理解の程よろしく願います。また、評議員の方には採決の結果を見届けていただきたいと思います。

たくさんの質問・意見ありがとうございました
こちらに記載していない意見についても学生自治会の活動の参考にします
これからも学生自治会をよろしく願います

自治会 MAP



2015年6月21日 初版 第1刷発行

発行所・印刷所

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会

大阪府堺市中区学園町 1-1 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス

B12棟（学生会館）2階 学生自治会室

自治会 WEB サイト

QR コード

連絡先

TEL : 072-257-4301 (内線 2745)

FAX : 072-257-4301

WEB : <http://zichikai.ehoh.net>

e-mail : ziren@cd6.so-net.ne.jp

Twitter 自治会公式アカウント : @opu_zichikai

代表者 : 加納 颯人

